

生駒市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月17日

生駒市公平委員会委員長 上武 昌文

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1出納室の項中「室長」を「会計管理者
室長」に改め、同表選挙管理委員会
事務局の項中「局長
主幹」を「局長及び主幹
局長補佐」に改める。

別表第2子どもサポートセンターの項中「所長」を「所長
副所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第1及び別表第2の規定は、平成19年4月1日から適用する。